

附属書二 品目別規則

1 この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 「RVC四〇%」とは、第二十七条に定める計算式を用いて算定する製品の域内原産割合が四十パーセント以上であつて、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。

注釈 この附属書の規定の適用上、第二十七条2(a)の規定を適用する。

- (b) 「CC」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて二桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

- (c) 「CTH」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

- (d) 「CTSH」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生

産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(e) 「WO」とは、第二十五条の規定に従い、締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。

2 この附属書における記載は、二千二十二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

3 第二十八条1(b)の規定の適用上、次の規定を適用する。

(a) 統一システムの第一八〇三・一〇号、第一八〇三・二〇号及び第一八〇五・〇〇号の各号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のFOBの十パーセント以下の場合

(b) 統一システムの第二一〇三・九〇号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のFOBの七パーセント以

下の場合

関 税 率 表 番 号 (二千二十二年の統一システム)						品 名	品 目 別 規 則
第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）							
第一類	第二類	第三類	第四類	第五類			
動物（生きているものに限る。）	肉及び食用のくず肉	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）			
CC	CC（第一類からの変更を除く。）	CC	CC	CC			

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）						
第六類	第七類	第八類	第九類			
			○九・〇一			
生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	食用の野菜、根及び塊茎	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	コーヒー（煎つてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。） 、 コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	コーヒー（煎つたものを除く。）	
C C	C C	C C				

	〇九・〇四	〇九・〇三	〇九・〇二						
		〇九〇三・〇〇		〇九〇一・九〇	〇九〇一・二三	〇九〇一・二二		〇九〇一・一二	〇九〇一・一一
とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	マテ	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	その他のもの	カフェインを除いたもの	カフェインを除いてないもの	コーヒー（煎ったものに限る。）	カフェインを除いたもの	カフェインを除いてないもの	
	C C	C C	C C	R V C 四〇％	R V C 四〇％		C C	C C	

		○九・〇六	○九・〇五					
				○九〇四・二二	○九〇四・二二		○九〇四・一二	○九〇四・一二
破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	けい皮及びシンナモンツリーの花	バニラ豆	破碎し又は粉碎したもの	乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれもしてないものに限る。）	とうがらし属又はピメンタ属の果実	破碎し又は粉碎したもの	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	ペッパー
		C C	C C	C C		C T S H	C C	

		○九・一〇	○九・〇九	○九・〇八	○九・〇七			
○九一〇・一一						○九〇六・二〇	○九〇六・一九	○九〇六・一一
破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	しょうが	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	破砕し又は粉砕したもの	その他のもの	けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ）
C C			C C	C C	C C	C T S H	C C	C C

〇九一〇・九九	〇九一〇・九一		〇九一〇・三〇	〇九一〇・二〇	〇九一〇・一二	
その他のもの	この類の注1(b)の混合物	その他の香辛料	うこん	サフラン	破碎し又は粉碎したもの	
C C	C T S H 又は 生産の最終工程がこの号 の非原産材料（カレーを除 く。）を使用して締約国に おいて行われること（C T Cを必要としない。）。 （カレーに限る。） C T S H（その他のも の）		C C	C C	C C	

第一〇類	第一類					
		一一・〇一	一一・〇二	一一・〇三	一一・〇四	一一・〇五
		一一〇一・〇〇				
穀物	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	小麦粉及びメスリン粉	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット
CC		CC	CC	CC	CC	CC（第七類からの変更を除く。）

第二二類							
	一一・〇九	一一・〇八	一一・〇七				一一・〇六
	一一〇九・〇〇			一一〇六・三〇	一一〇六・二〇	一一〇六・一〇	
採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	でん粉及びイヌリン	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）	第八類の物品のもの	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール
C C	C C	C C	C C	C C（第八類からの変更を除く。）	C C（第七類からの変更を除く。）	C C	

			第一五類	第三部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）	第一四類	第一三類	
一五・〇三	一五・〇二	一五・〇一					
一五〇三・〇〇							
ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてない	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	ス ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキ	薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
C C	C C	C C			C C	C C	

	一五・〇八	一五・〇七	一五・〇六	一五・〇五	一五・〇四
			一五〇六・〇〇	一五〇五・〇〇	
	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	魚又は海棲^{せい}哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		C C	C C	C C	C C

一五・一〇					一五・〇九		
	一五〇九・九〇	・一五〇九・四〇	一五〇九・三〇	一五〇九・二〇		一五〇八・九〇	一五〇八・一〇
オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製	その他のもの	その他のバージンオリーブ油	バージンオリーブ油	エクストラバージンオリーブ油	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他のもの	粗油
C C	C T S H	C C	C C	C C		C T S H	C C

					一五・一二	一五・一二	
一五・一二・二二		一五・一二・一九	一五・一二・一一				
粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	綿実油及びその分別物	その他のもの	粗油	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	してあるかないかを問わない。）
C C		C T S H	C C			C C	

一五・一六	一五・一五	一五・一四	一五・一三		
				一五・一二・二九	
動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものを問わない。）	その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他のもの	い。）
C T H	C C	C C	C C	C C	

	一五・二〇	一五・一八	一五・一七	
	一五二〇・〇〇	一五一八・〇〇		
グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			に 限 る も の と し、 精 製 し て あ る か な い か を 問 わ ず、 更 に 調 製 し た も の を 除 く。 ）
C T H	C T H	C T H		

	第一六類	第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃燒吸引用の物品（ニコチンを含有するかしな いかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）（第一六類から第 二四類まで）		
一六・〇一			一五・二二	
一六〇一・〇〇			一五二二・〇〇	
ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品		植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
ＣＣ（第一類又は第二類			デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	ＣＴＨ
ＲＶＣ四〇％又は ＣＣ（昆虫類から製造したものと 昆虫類から製造したものをもととした調製食料品に限る。）				

				一六・〇二	
一六〇二・三一		一六〇二・二〇	一六〇二・一〇		
七面鳥のもの	第〇一・〇五項の家きんのもの	動物の肝臓のもの	均質調製品	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類	からの変更を除く。)(その他のもの)
CC (第一類又は第二類		CC	RV C 四〇%又は CC (昆虫類から調製をし又は保存に適する処理をしたものに限る。) CC (第一類又は第二類からの変更を除く。)(その他のもの)		

一六〇二・五〇	一六〇二・四九	一六〇二・四二	一六〇二・四一		一六〇二・三九	一六〇二・三二	
牛のもの	その他のもの（混合物を含む。）	肩肉及びこれを分割したもの	もも肉及びこれを分割したもの	豚のもの	その他のもの	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	
CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）		CC	CC	からの変更を除く。）

			一六・〇四	一六・〇三	
一六〇四・一二	一六〇四・一一			一六〇三・〇〇	一六〇二・九〇
にしん	さけ	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、 キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）
ＣＣ（第三類からの変更	ＣＣ（第三類からの変更を 除く。）			ＣＣ	ＲＶＣ四〇％又は ＣＣ（昆虫類から調製をし又は保存に適する処理をしたものに限る。） ＣＣ（その他のもの）

一六〇四・一九	一六〇四・一八	一六〇四・一七	一六〇四・一六	一六〇四・一五	一六〇四・一四	一六〇四・一三	
その他のもの	ふかひれ	うなぎ	かたくちいわし	さば	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	いわし	
ＣＣ（第三類からの変更	ＣＣ（第三類からの変更 を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更 を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更 を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更 を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更 を除く。）	ＣＣ	を除く。）

		一六・〇五					
	一六〇五・一〇		一六〇四・三二	一六〇四・三一		一六〇四・二〇	
シュリンプ及びプローン	かに	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	キャビア代用物	キャビア	キャビア及びその代用物	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	
	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）		ＣＣ	ＣＣ		ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	を除く。）

一六〇五・五三	一六〇五・五二	一六〇五・五一		一六〇五・四〇	一六〇五・三〇	一六〇五・二九	一六〇五・二一
い貝	スキヤロップ（いたや貝を含む。）	かき	軟体動物	その他の甲殻類	ロブスター	その他のもの	気密容器入りでないもの
を 除く。 C C（第三類からの変更	を 除く。 C C（第三類からの変更	を 除く。 C C（第三類からの変更		C C	を 除く。 C C（第三類からの変更	C C	C C

	一六〇五・五九	一六〇五・五八	一六〇五・五七	一六〇五・五六	一六〇五・五五	一六〇五・五四
その他の水棲無脊椎動物	その他のもの	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	あわび	クラム、コックル及びアークシエル	たこ	いか
	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）

		第一七類				
一七・〇二	一七・〇一					
			一六〇五・六九	一六〇五・六三	一六〇五・六二	一六〇五・六一
その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）	糖類及び砂糖菓子	その他のもの	くらげ	うに	なまこ
	ＣＣ（第一二類からの変更を除く。）		ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）

一七〇二・四〇	一七〇二・三〇	一七〇二・二〇	一七〇二・一九	一七〇二・一一		
ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限る。）	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）	かえで糖及びかえで糖水	その他のもの	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	乳糖及び乳糖水	蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル
ＣＣ（第一二類又は第一二類からの変更を除く。）	ＣＣ（第一二類又は第一二類からの変更を除く。）	ＣＣ	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）		

	一七・〇四	一七・〇三				
一七〇四・一〇			一七〇二・九〇	一七〇二・六〇	一七〇二・五〇	
チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わな	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	のとし、転化糖を除く。）
RVC四〇％		CC（第一二類からの変更を除く。）	CC	CC（第一二類又は第一二類からの変更を除く。）	CC（第一二類又は第一二類からの変更を除く。）	

第一九類							第一八類		
	一八・〇六	一八・〇五	一八・〇四	一八・〇三	一八・〇二	一八・〇一			
		一八〇五・〇〇	一八〇四・〇〇		一八〇二・〇〇	一八〇一・〇〇		一七〇四・九〇	
穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー	チョコレートその他のココアを含有する調製食品	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	カカオ脂	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	カカオ豆の殻、皮その他のくず	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のものと及び割ったものに限る。）	ココア及びその調製品	その他のもの	い。）
	C C	C C	C T H	C C	C C	C C		C C	

一九・〇三	一九・〇二	一九・〇一	
一九〇三・〇〇			
タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フ レーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに 更を除く。）	（調製してあるかないかを問わない。）	とし、他の項に該当するものを除く。）	製品
CC（第一一類からの変 更を除く。）	CC	CC	

			一九・〇五	一九・〇四	
	一九〇五・二〇	一九〇五・一〇			
ジンジャーブレッドその他これに類する物品	クリスプブレッド	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカーリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎って得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	類する形状のものに限る。）	
CC	CC			CC	

		第二〇類					
二〇・〇二	二〇・〇一						
			一九〇五・九〇	一九〇五・四〇	一九〇五・三二	一九〇五・三一	
調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	その他のもの	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	ワッフル及びウエハー	スイートビスケット	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー
ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）		ＣＣ（第一一・〇五項からの変更を除く。）	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	

	二〇・〇三	二〇・〇四	二〇・〇五	二〇・〇六
				二〇〇六・〇〇
く。）	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、ガラスセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）
	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）

二〇・〇七					二〇・〇八
	二〇〇七・一〇	二〇〇七・九一	二〇〇七・九九		
ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナツトのピューレー及び果実又はナツトのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	均質調製果実	その他のもの	かんきつ類の果実	その他のもの	果実、ナツトその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないか
	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）		ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）	

二〇〇八・四〇	二〇〇八・三〇	二〇〇八・二〇	二〇〇八・一九	二〇〇八・一一		
梨	かんきつ類の果実	パイナップル	その他のもの（混合したものを含む。）	落花生	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	を問わず、他の項に該当するものを除く。）
ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	ＣＣ（第一二類からの変更を除く。）		

二〇〇八・九三	二〇〇八・九一		二〇〇八・八〇	二〇〇八・七〇	二〇〇八・六〇	二〇〇八・五〇
克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン及び ヴァキニウム・オクシココス）及びこけもも（ヴァ	パームハート	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号の ものを除く。）を含む。）	ストロベリー	桃（ネクタリンを含む。）	さくらんぼ	あんず
ＣＣ	ＣＣ（第八類からの変更 を除く。）		ＣＣ（第八類からの変更 を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更 を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更 を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更 を除く。）

	第二類				
二二・〇一		二〇・〇九			
			二〇〇八・九九	二〇〇八・九七	
コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品、コーヒー、茶又はマ	各種の調製食料品	果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	その他のもの	混合したもの	キニウム・ヴィテイスイダイア
		CC	CC（第〇八一〇・九〇号及び第〇八一二・九〇号の梅又は第〇七二四・九〇号の里芋からの変更を除く。）	CC（第八類からの変更を除く。）	

二二〇一・三〇	二二〇一・二〇	二二〇一・一二	二二〇一・一一		
チコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	エキス、エッセンス及び濃縮物	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	テをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
ＣＣ（第一〇類又は第一九類からの変更を除く。）	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ		

二二・〇二		酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	C C
二二・〇三		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
二二・〇三・一〇	二二・〇三・二〇	しょう油 トマトケチャップその他のトマトソース	C C （第七類又は第二〇類からの変更を除く。）
二二・〇三・三〇	二二・〇三・九〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード その他のもの	C C
二二・〇四		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	C C

		第二類				
二二・〇五	二二・〇六					二二・〇二
二二〇五・〇〇			二二〇六・九〇	二二〇六・一〇		
アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	その他のもの	飲料、アルコール及び食酢	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。） 氷及び雪	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）
C C		C C	R V C 四〇%		C C	

二二・〇六	二二・〇五	二二・〇四	二二・〇三				
二二〇六・〇〇			二二〇三・〇〇	二二〇二・九九	二二〇二・九一		二二〇二・一〇
その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	ビール	その他のもの	ノンアルコールビール	その他のもの	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）
C C	C C	C C	C T H	R V C 四〇%	R V C 四〇%		C C

		二二・〇八	二二・〇七	
二二〇八・三〇	二二〇八・二〇			
ウイスキー	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）
RV C 四〇％又は C T H（第二二・〇七項からの変更を除く。）	RV C 四〇％又は C T H（第二二・〇七項からの変更を除く。）		C C	

二二〇八・四〇	二二〇八・五〇	二二〇八・六〇	二二〇八・七〇	二二〇八・九〇
ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	ジン及びジュネヴァ	ウオッカ	リキュール及びコーディアル	その他のもの
RV C 四〇％又は C T H (第二二・〇七項 からの変更を除く。)	RV C 四〇％又は C T H (第二二・〇七項 からの変更を除く。)	RV C 四〇％又は C T H (第二二・〇七項 からの変更を除く。)	RV C 四〇％又は C T H (第二二・〇七項 からの変更を除く。)	RV C 四〇％及びC T H (合成清酒又は料理用酒 (みりん)に限る。) C C (第八類又は第二〇

		第二三類		
二三・〇二	二三・〇一		二二・〇九	
			二二〇九・〇〇	
ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペ	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	類からの変更を除く。） （果汁をもとした飲料であって、アルコール分がパーセント未満のものに限る。） C T H（第二二・〇七項からの変更を除く。）（その他のもの）
C T H	C T H		C C	

	二三・〇三		二三・〇四		二三・〇五
			二三・〇六		二三・〇七
			二三・〇七・〇〇		二三・〇八
レット状であるかないかを問わない。）	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、 ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるか す及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であ るかないかを問わない。）	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であ るかないかを問わない。）	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状で あるかないかを問わない。）	その他の植物性又は微生物性の油かす（粉砕してあるか ないか又はペレット状であるかないかを問わないものと し、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除 く。）	ぶどう酒かす及びアーゴル
	C T H		C T H	C T H	C T H

					第二四類		
二四・〇二				二四・〇一		二三・〇九	二三・〇八
	二四〇一・三〇	二四〇一・二〇	二四〇一・一〇				二三〇八・〇〇
葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ（た	くずたばこ	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）	たばこ（骨を除いてないものに限る。）	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含むするかしないかを問わない。）並びにニコチンを含むその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのもにに限る。）	飼料用に供する種類の調製品	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
C T H	C T S H	C C	C C			R V C 四〇%	C T H

				二四・〇四	二四・〇三	
二四〇四・一九	二四〇四・一二	二四〇四・一一				
その他のもの	その他のもの（ニコチン含有するものに限る。）	たばこ又は再生たばこ含有するもの	非燃焼吸引用の物品	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチン含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	ばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）
C T H（製造たばこ代用	R V C 四〇％又は C T H（第三八・二四項 からの変更を除く。）	C T H（第二四・〇三項 からの変更を除く。）			C T H	

	第二五類	第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）				
二五・〇一						
二五〇一・〇〇			二四〇四・九二	二四〇四・九一		
塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液で あるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問 わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか 又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及	塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント		経皮摂取用のもの	経口摂取用のもの	その他のもの	品に限る。） RVC四〇％又は CTH（その他のもの）
CC			からの変更を除く。） RVC四〇％又は CTH（第三八・二四項	RVC四〇％		

					第二九類	第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）	
	二九・〇六			二九・〇五			
		二九〇五・四四					
飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	D－グルシトール（ソルビトール）	その他の多価アルコール	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	有機化学品		び海水
		CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）					

二九・四〇				二九・一八	
二九四〇・〇〇	二九一八・一五	二九一八・一四			二九〇六・一一
糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エー	くえん酸の塩及びエステル	くえん酸	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	メントール
CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）	CC（第一七類又は第二三類からの変更を除く。）	CC（第一七類又は第二三類からの変更を除く。）			CC（第三三類からの変更を除く。）

					第三五類	
				三五・〇二		
三五〇二・二〇	三五〇二・一九	三五〇二・一一				
ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮	その他のもの	乾燥したもの	卵白	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体	たんぱく系物質、変性でん粉、 こう 膠着剤及び酵素	テル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）
C T H	C C（第四類からの変更を除く。）	C C（第四類からの変更を除く。）				

	第三八類				
三八・〇九		三五・〇五	三五・〇三		
			三五〇三・〇〇	三五〇二・九〇	
仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該	各種の化学工業生産品	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもとした膠着剤	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングループを除く。）	その他のもの	物を含む。）
		C T H	C T H	C T H	

第四二類	第四一類	第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）				
				三八・二四		
			三八二四・六〇		三八〇九・一〇	
革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ	原皮（毛皮を除く。）及び革		ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	でん粉質の物質をもとしたもの	当するものを除く。）
C C	C C		C T H（第一七・〇二項からの変更を除く。）		C T H（第一一・〇八項又は第三五・〇五項からの変更を除く。）	

					第四三類	
		四三・〇二	四三・〇二	四三・〇一		
四三〇三・九〇	四三〇三・一〇					
その他のもの	衣類及び衣類附属品	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	その他これらに類する容器並びに腸の製品
C C	C T H（第四三・〇二項からの変更を除く。）		C C	C C		

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条 細工物（第四四類から第四六類まで）	四三・〇四	四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	C C
	第四四類		木材及びその製品並びに木炭	
	四四・〇一		のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	C T H
	四四・〇二		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	C T H
四四・〇三		木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	C T H	
四四・〇四		たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の	C T H	

四四・〇八	四四・〇七	四四・〇六	四四・〇五	
			四四〇五・〇〇	
化粧張り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	木製の鉄道用又は軌道用の枕木	木毛及び木粉	棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの
C T H	C T H	C T H	C T H	

四四・〇九	四四・一〇	四四・一一	四四・一二	
は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファアボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
C T H	C T H	C T H	C T H	C T H（第四四・〇七項又は第四四・〇八項からの

四四・一八	四四・一七	四四・一六	四四・一五	四四・一四	四四・一三	
	四四一七・〇〇	四四一六・〇〇			四四一三・〇〇	
木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボ デー、柄及び握り並びに靴の木型	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製の これらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類 する包装容器、木製のケールドラム及び木製のパレッ ト、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製 のパレット枠	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに 限る。）	変更を除く。）
C T H	C T H	C T H	C T H	C T H	C T H	

		第四六類				
	四六・〇一		四四・二二	四四・二〇	四四・一九	
み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	木製の食卓用品及び台所用品	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	その他の木製品	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	
			C T H	C T H	C T H	

四六〇一・九二		四六〇一・二九	四六〇一・二二	四六〇一・二二	
竹製のもの	その他のもの	その他のもの	とう製のもの	竹製のもの	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）
CC（第一四〇一・九〇号のいぐさからの変更を除く。）		CC（第一四〇一・九〇号のいぐさからの変更を除く。）	CC（第一四〇一・九〇号のいぐさからの変更を除く。）	CC（第一四〇一・九〇号のいぐさからの変更を除く。）	

				第五〇類	第一部 紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）（注釈参照）		
	五〇・〇三	五〇・〇二	五〇・〇一				
	五〇〇三・〇〇	五〇〇二・〇〇	五〇〇一・〇〇			四六〇一・九四	四六〇一・九三
	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	生糸（よってないものに限る。）	繭（繰糸に適するものに限る。）	絹及び絹織物		その他の植物性材料製のもの	とう製のもの
	C T H	C T H	C C			C C（第一四〇一・九〇号のいぐさからの変更を除く。）	C C（第一四〇一・九〇号のいぐさからの変更を除く。）

五〇・〇七	五〇・〇六	五〇・〇五	五〇・〇四
	五〇〇六・〇〇	五〇〇五・〇〇	五〇〇四・〇〇
絹織物	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）
及び第五〇・〇七項の非原産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること	CTH（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は	CTH（第五〇・〇六項からの変更を除く。）	CTH

					第五一類	
五一・〇五	五一・〇四	五一・〇三	五一・〇二	五一・〇一		
	五一〇四・〇〇					
羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたもの（小塊状のコムした羊毛を含む。）に限る。）	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたものを除く。）	羊毛（カードし又はコムしたものを除く。）	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製造されること（CTCを必要としない。）。
CC	CC	CC	CC	CC		

五 一 ・ 〇 六	五 一 ・ 〇 七	五 一 ・ 〇 八	五 一 ・ 〇 九	五 一 ・ 一 〇
				五 一 一 〇 ・ 〇 〇
紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたもの を除く。）	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたもの を除く。）	紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小 売用にしたものを除く。）	羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛を芯糸に使用したジンプ ヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかない かを問わない。）
C T H（第五一・〇六項 から第五一・一〇項までの 各項からの変更を除く。）	C T H（第五一・〇六項 から第五一・一〇項までの 各項からの変更を除く。）	C T H（第五一・〇六項 から第五一・一〇項までの 各項からの変更を除く。）	C T H（第五一・〇六項 から第五一・一〇項までの 各項からの変更を除く。）	C T H（第五一・〇六項 から第五一・一〇項までの 各項からの変更を除く。）

	五一・一三	五一・一二	五一・一一
	五一・一三・〇〇		
	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	梳毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）	紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）
CTH（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項からの変更を除く。）（第五一・一〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされることが及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること（CTC			

							第五二類	
	五二・〇六	五二・〇五	五二・〇四	五二・〇三	五二・〇二	五二・〇一		
				五二〇三・〇〇		五二〇一・〇〇		
	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	綿及び綿織物	
又はコームされる場合に限	が一又は二以上の締約国において完全にカードされ、	当該非原産材料のそれぞれ	材料を使用する場合には、	（第五二・〇三項の非原産	各項からの変更を除く。）	から第五二・〇七項までの	C T H	を必要としない。）。
							C C	
							C C	
							C C	

五二・〇七	五二・〇八	五二・〇九	五二・一〇	五二・一一	五二・一二
綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	その他の綿織物
る。）	C T H（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項からの変更を除く。）	（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合に	は、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は	産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全	

				第五三類	
五三・〇五	五三・〇三	五三・〇二	五三・〇一		
五三〇五・〇〇					
ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	に製織されること（CTCを必要としない。）。
CC	CC	CC	CC		

五三・一一	五三・一〇	五三・〇九	五三・〇八	五三・〇七	五三・〇六	
五三一・一・〇〇						
その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	物 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮 ^{じん} 繊維の織物	亜麻織物	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮 ^{じん} 繊維の糸	亜麻糸	ノイル及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
原産材料を使用する場合に	三・〇八項までの各項の非	CTH（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項からの変更を除く。）（第五三・〇六項から第五	CTH（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項からの変更を除く。）	CTH（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項からの変更を除く。）	CTH（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項からの変更を除く。）	

	第五四類	
五四・〇一		
縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップ その他これに類する人造繊維製品	
C C		は、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること（C T Cを必要としない。）。

五四・〇五	五四・〇四	五四・〇三	五四・〇二	
五四〇五・〇〇				
再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限り、及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造スト	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限り、及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限り。）	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを除く。）	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを除く。）	にしたものであるかないかを問わない。）
C C	C C	C C	C C	

	五四・〇八	五四・〇七	五四・〇六
			五四〇六・〇〇
ロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）
ＣＣ ＣＴＨ（第五四・〇七項又は第五四・〇八項からの変更を除く。）（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされることが及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産			

				第五五類	
五五・〇四	五五・〇三	五五・〇二	五五・〇一		
再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	合成繊維の長繊維のトウ	人造繊維の短繊維及びその織物	材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること（C T Cを必要としない。）。
C C（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各	C C（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各	C C（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各	C C（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各		

	五五・〇九	五五・〇八	五五・〇七	五五・〇六	五五・〇五	
			五五〇七・〇〇			
	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものではないかを問わない。）	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	他の紡績準備の処理をしたものを除く。）
五・〇七項の非原産材料を	（第五五・〇六項又は第五	CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）	CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項からの変更を除く。）	CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項からの変更を除く。）	CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項からの変更を除く。）	ら第五四・〇六項までの各項からの変更を除く。）

五五・一〇	五五・一一	五五・一二	五五・一三	五五・一四	五五・一五
再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	合成繊維の短繊維のその他の織物
使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全にカードされ、又はコムされる場合に限る。）	C T H（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五五・一〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は 製品が完全に浸染され、若しくはなせんされること				

		第五六類	
五五・一六	五六・〇一	五六・〇二	
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	紡織用繊維のウオッディング及びその製品並びに長さが一ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）
及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること（C T Cを必要としない。）。		C C（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四	

五六・〇三	五六・〇四	五六・〇五	五六・〇六	
		五六〇五・〇〇	五六〇六・〇〇	
不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものではないかを問わない。）	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したものと及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を芯に使用したものを	類からの変更を除く。） C C（第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）
	C C（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが			

第五七類				
	五六・〇九	五六・〇八	五六・〇七	
	五六〇九・〇〇			
じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のみに限る。）	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウエールヤーン
CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第	一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）			

五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一〇項までの各項、第五四・一〇七項、第五四・一〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項から五・一六項までの各項からの変更を除く。) (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・一〇項までの各項、第五二・一〇四項から第五二・一〇七項までの各項、第五三・一〇六項から第五三・一〇八項までの各項、第五四・一〇一項から第五四・一〇六項までの各項又は第五五・一〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に

	第五八類
は、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布 CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各 項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各 項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各 項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各 項、第五四・〇一 項から第五四・〇六項までの各 項又は第五五・一 項までの各 項の非原産材料を使用する 場合には、当該非原産材 料のそれぞれが一又は二以上の締約国にお

		第五九類	
五九・〇二	五九・〇一		
タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のもの	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファインデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	いて完全に紡績される場合に限る。）
CTH（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）		

の
に
限
る。
）

五一・一三項までの各項、
第五二・〇八項から第五
二・一二項までの各項、第
五三・〇九項から第五三・
一一項までの各項、第五
四・〇七項、第五四・〇八
項又は第五五・一二項から
第五五・一六項までの各項
からの変更を除く。）（第
五〇・〇四項から第五〇・
〇六項までの各項、第五
一・〇六項から第五一・一
〇項までの各項、第五二・
〇四項から第五二・〇七項
までの各項、第五三・〇六
項から第五三・〇八項まで
の各項、第五四・〇一項か
ら第五四・〇六項までの各
項又は第五五・〇八項から
第五五・一一項までの各項

五九・〇七	五九・〇六	五九・〇五	五九・〇四	五九・〇三	
五九〇七・〇〇		五九〇五・〇〇			
その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	紡織用繊維の壁面被覆材	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）
〇六項から第五一・一〇項	〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・	五・一六項までの各項から	〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・	

五九・一〇	五九・〇九	五九・〇八	
五九一〇・〇〇	五九〇九・〇〇	五九〇八・〇〇	
伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	紡織用繊維製の芯（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類
C T H（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・	ぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）	は、当該非原産材料のそれは、当該非原産材料の場合に	までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に

一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・〇七項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績

	五九・一一	
紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注８のものに限る。）	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各	される場合に限る。）

	第六〇類
項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）	メリヤス編物及びクロセ編物
	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五

第六一類	
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
第五一・一一項から第五	五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされることが及び第六〇類の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（CTCを必要としない。）。

	第六二類	
六二・〇一		
男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロ	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。）
CC（第五〇・〇七項、		

六二・〇六	六二・〇五	六二・〇四	六二・〇三	六二・〇二	
女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	男子用のシャツ	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	製品（第六二・〇四項のものを除く。）	ク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）
		女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	製品（第六二・〇四項のものを除く。）	第五一・一一項から第五一・一三項までの各、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一項から第五五・一六項までの各又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）

六二・一七	六二・〇八	六二・〇九	六二・一〇	六二・一一
男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	乳児用の衣類及び衣類附属品	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類

六二・一二		六二・一三
ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、 ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品 (メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるか ないかを問わない。)	ハンカチ	CC (第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織され、又はメリヤ ス編みされ、若しくはクロ セ編みされる場合に限る。) CC (第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五

		第六三類				
	六三・〇一		六二・一七	六二・一六	六二・一五	六二・一四
				六二・一六・〇〇		
	毛布及び膝掛け	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）	手袋、ミトン及びミット	ネクタイ	ショール、スカーフ、マフラー、マンティイラ、ベールその他これらに類する製品
第五一・一一項から第五	CC（第五〇・〇七項、		第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）	第七項、第五四・〇八項、	第三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・	一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・

六三・〇二	六三・〇三	六三・〇四	六三・〇五	六三・〇六	六三・〇七	六三・〇八
						六三〇八・〇〇
ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）	包装に使用する種類の袋	ターポリン及び日よけ、テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）、帆（ボート用、セーリングボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施
一・一三項までの各、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一項から第五五・一六項までの各又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロス編みされる場合に限る。）						

	第六五類	第六四類	第二二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品 （第六四類から第六七類まで）			
六五・〇一				六三・一〇	六三・〇九	
六五〇一・〇〇					六三〇九・〇〇	
フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（ス	帽子及びその部分品	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品		ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	中古の衣類その他の物品	したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）
CC		CC		WO	WO	

六五・〇六	六五・〇五	六五・〇四	六五・〇二	
	六五〇五・〇〇	六五〇四・〇〇	六五〇二・〇〇	
その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングを問わない。）	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）	リットマンションを含む。）
C T H	C T H	C T H	C C	

		第七〇類	第一三部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）		
	七〇・一八			六五・〇七	
七〇一八・一〇				六五〇七・〇〇	
ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	ガラス及びその製品		帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及び顎ひも	してあるかないかを問わない。）
C C				C T H	

		第七一類	第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、 幣（第七一類） 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、 身近用模造細貨類並びに貨		
七一・〇三	七一・〇一				
				七〇一八・九〇	
貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしていない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送の	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身近用模造細貨類並びに貨幣		その他のもの	その他これらに類する細貨
C C	C C			C C	

	第七二類	第一五部 卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）					
七二・〇一			七二・一六	七二・一五	七二・一四	七二・一三	
銑鉄 ^{せん} 及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次	鉄鋼		天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ために一時的に糸に通したものを含む。）
RVC四〇％又は			CC	CC	CC	CC	

	七二・〇七	七二・〇六	七二・〇五	七二・〇四	七二・〇三	七二・〇二
鉄又は非合金鋼の半製品	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの (第七二・〇三項の鉄を除く。)	銑鉄 ^{せん} 、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。)	フェロアロイ	形状のものに限る。)
RVC四〇％	CC RVC四〇％又は	CC RVC四〇％又は	CC RVC四〇％又は	CC RVC四〇％又は	CC RVC四〇％又は	CC

	七二・〇八		七二・〇九	七二・一〇
				七二・一一
				七二・一二
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもの、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限り、）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限り、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもの、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限り、）
RVC四〇％	RVC四〇％又はC	RVC四〇％又はC	RVC四〇％又はC	RVC四〇％又はC

七二・一九	七二・一八	七二・一七	七二・一六	七二・一五	七二・一四	七二・一三
ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリ	半製品 ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び	鉄又は非合金鋼の線	鉄又は非合金鋼の形鋼	鉄又は非合金鋼のその他の棒	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）
RVC四〇％又は	CC RVC四〇％又は	CC RVC四〇％又は	RVC四〇％	RVC四〇％	RVC四〇％	RVC四〇％

				七二・二二二	七二・二二二	七二・二二〇	
七二二二・三〇	七二二二・一九	七二二二・一一			七二二二・〇〇		
その他の棒	その他のもの	横断面が円形のもの	棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	メートル以上のものに限る。）
RVC四〇％又は CC	CC RVC四〇％又は	CC RVC四〇％又は			CC RVC四〇％又は	CC RVC四〇％又は	CC

	七二・二九	七二・二八	七二・二七	七二・二六	七二・二五		
						七二・二一・四〇	
その他の合金鋼の線	その他の合金鋼の棒、その他の合金鋼の中空ドリル棒	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	形鋼		
C C R V C 四〇％又は	C C R V C 四〇％又は	C C R V C 四〇％又は	C C R V C 四〇％又は	C C R V C 四〇％又は	C C R V C 四〇％又は	C C	

					第七三類
七三・〇五	七三・〇四	七三・〇三	七三・〇二	七三・〇一	
		七三〇三・〇〇			
鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもの	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、铸铁製のものを除く。）	铸铁製の管及び中空の形材	レール、ガードレール、ラックレール及びトンダレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びに枕木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	鉄鋼製品
RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	

						七三・〇六	
	七三〇六・二九	七三〇六・二二		七三〇六・一九	七三〇六・一一		
その他のもの	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング	その他のもの	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	で、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）
RVC四〇%	RVC四〇%		RVC四〇%	RVC四〇%			

七三〇六・九〇	七三〇六・六九	七三〇六・六一		七三〇六・五〇	七三〇六・四〇	七三〇六・三〇
その他のもの	その他のもの（横断面が円形のものを除く。）	横断面が正方形又は長方形のもの	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く	RVC四〇％	RVC四〇％		RVC四〇％	RVC四〇％	RVC四〇％

							七三・〇七	
	七三〇七・二三	七三〇七・二二	七三〇七・二二	七三〇七・一九	七三〇七・一一			
	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のみに限る。）	フランジ	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	その他のもの	非可鍛鉄製のもの	铸造した継手	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%			く。）

七三・〇八						
	七三〇七・九九	七三〇七・九三	七三〇七・九二	七三〇七・九一		七三〇七・二九
構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋桁、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これら	その他のもの	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	フランジ	その他のもの	その他のもの
	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%		RVC四〇%又はCC

七三・〇九						
七三〇九・〇〇	七三〇八・九〇	七三〇八・四〇	七三〇八・三〇	七三〇八・二〇	七三〇八・一〇	
鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧	その他のもの	足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	塔及び格子柱	橋及び橋桁	に類する物品
RVC四〇%	RVC四〇%又はCTH（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項又は第七二・一六項からの変更を除く。）	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	

	七三・一〇	七三・一一	七三・一二	七三・一三
		七三・一一・〇〇		七三・一三・〇〇
縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの
	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%

							七三・一四	
							七三・一五	
七三一五・八一		七三一五・二〇	七三一五・一九	七三一五・一二	七三一五・一一			
スタッド付きチェーン	その他の鎖	スキッドチェーン	部分品	その他の鎖	ローラーチェーン	連接リンクチェーン及びその部分品	鉄鋼製の鎖及びその部分品	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル
RVC四〇%		RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%			RVC四〇%

	七三・一八	七三・一七	七三・一六		
		七三一七・〇〇	七三一六・〇〇	七三一五・九〇	七三一五・八二
鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	鉄鋼製のいかり及びその部分品	その他の部分品	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）
		RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%
				項からの変更を除く。）	CC（第七二・一三項から第七二・一七項までの各

		七三二八・一九	七三二八・一六	七三二八・一五	七三二八・一四	七三二八・一三	七三二八・一二	七三二八・一一
ねじを切った製品	その他のもの	ナット	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	セルフタッピングスクリュー	スクリューフック及びスクリューリング	その他の木ねじ	コーチスクリュー	ねじを切った製品
	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	
ねじを切っていない製品								

			七三・二〇	七三・一九				
七三二〇・九〇	七三二〇・二〇	七三二〇・一〇			七三一八・二九	七三一八・二三	七三一八・二二	七三一八・二二
その他のもの	コイルばね	板ばね及びそのばね板	鉄鋼製のばね及びばね板	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品	その他のもの	リベット	その他の座金	ばね座金その他の止め座金
RVC四〇％又は	RVC四〇％	RVC四〇％		RVC四〇％	RVC四〇％	RVC四〇％	RVC四〇％	RVC四〇％

七三・二三	七三・二二	七三・二二	
食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	CC（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）
RV C 四〇%	RV C 四〇%又はCC	RV C 四〇%	

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は								
					七三・二六	七三・二五	七三・二四	
	七三二六・二〇	七三二六・一九	七三二六・一一					
	鉄鋼の線から製造したもの	その他のもの	粉碎機用のグラインディングボールその他これに類する製品	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	その他の鉄鋼製品	その他の鑄造製品（鉄鋼製のものに限る。）	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%			RVC四〇%	RVC四〇%	

						第八四類	再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）
					八四・〇七		
八四〇七・三四	八四〇七・三三	八四〇七・三二	八四〇七・三一				
シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	
RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%				

	八四・七三		八四・一五		八四・〇八	
八四七三・三〇		八四一五・二〇		八四〇八・二〇		
第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	第八四・七〇項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	超えるもの
RVC四〇%又は CTH（第八五・四二項		RVC四〇%		RVC四〇%		

				第八五類	
			八五・二三		
八五二三・五二	八五二三・五一				
スマートカード	不揮発性半導体記憶装置	半導体媒体	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	
RVC四〇%又はCTH（第八五・四二項	RVC四〇%又はCTH（第八五・四二項からの変更を除く。）				からの変更を除く。）

	八五・四三		八五・三九		
八五四三・四〇		八五三九・五二		八五二三・五九	
電子たばこ及びこれに類する個人用の電氣的な気化用器具	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	発光ダイオード（LED）ランプ	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）光源	その他のもの	
RVC四〇％又はCTH（第八五・四二項		RVC四〇％又はCTH（第八五・四二項からの変更を除く。）		RVC四〇％又はCTH（第八五・四二項からの変更を除く。）	からの変更を除く。）

					第八七類	第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）	からの変更を除く。）
				八七・〇一			
八七〇一・二三	八七〇一・二三	八七〇一・二二					
駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	品 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属		
RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%					

	八七・〇七	八七・〇六	八七・〇四	八七・〇三	八七・〇二		
		八七〇六・〇〇				八七〇一・二九	八七〇一・二四
	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	貨物自動車	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	その他のもの	駆動原動機として電動機のみを搭載したもの
	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%	RVC四〇%

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分							
					八七・一四	八七・一一	八七・〇八
	八七一四・九二	八七一四・九一		八七一四・一〇			
	リム及びスポーク	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	その他のもの	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）
	RVC四〇%	RVC四〇%		RVC四〇%		RVC四〇%	RVC四〇%

品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）						
	第九一類					
	九一・一三					
	九一一三・九〇					
	時計及びその部分品	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	その他のもの	C C		
第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）						
第九四類			家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
九四・〇一			腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除			

	九四〇一・三九	九四〇一・三一		九四〇一・二〇	九四〇一・一〇	
腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	その他のもの	木製のもの	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	自動車に使用する種類の腰掛け	航空機に使用する種類の腰掛け	く。）及びその部分品
	C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は		C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は	

	九四〇一・五九	九四〇一・五三	九四〇一・五二		九四〇一・四九	九四〇一・四一
その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	その他のもの	とう製のもの	竹製のもの	とう、オーシア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	その他のもの	木製のもの
	C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は		C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は

		九四〇一・八〇	九四〇一・七九	九四〇一・七一		九四〇一・六九	九四〇一・六一
部分品	その他の腰掛け	その他のもの	アップホルスターのもの	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	その他のもの	アップホルスターのもの	
	C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は		C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は	

			九四・〇三	九四・〇二		
九四〇三・六〇	九四〇三・二〇	九四〇三・一〇			九四〇一・九九	九四〇一・九一
その他の木製家具	その他の金属製家具	事務所において使用する種類の金属製家具	その他の家具及びその部分品	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子）及び理髪用椅子 その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	その他のもの	木製のもの
C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は	C T S H R V C 四〇％又は		C T S H R V C 四〇％又は	C C	C C

九四・〇四					
	九四〇三・八九	九四〇三・八三	九四〇三・八二		九四〇三・七〇
寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）	その他のもの	とう製のもの	竹製のもの	その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具	プラスチック製家具
	CTSH RVC四〇％又は	CTSH RVC四〇％又は	CTSH RVC四〇％又は		CTSH RVC四〇％又は

九四〇四・四〇	九四〇四・二九	九四〇四・二二		
布団、ベッドスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）	その他の材料製のもの	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの （被覆してあるかないかを問わない。）	マットレス	及びマットレスサポート
CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（布団及	CC	CC		

	九四・〇六		
		九四〇四・九〇	
	プレハブ建築物	その他のもの	
RV C 四〇%又は C T S H	C T H (その他のもの) び羽根布団に限る。 C C (第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項又 は第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項から の変更を除く。)(布団及 び羽根布団に限る。) C T H (その他のもの)		び羽根布団に限る。 C T H (その他のもの)

				第九六類
	九六・一三	九六・〇九	九六・〇八	九六・〇五
				九六〇五・〇〇
	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テールースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	雑品 トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）
		RVC四〇%又はCTSH	RVC四〇%又はCTSH	CC

九六一三・一〇	九六一三・二〇	九六一三・八〇
携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	その他のライター
RV C 四〇％又は C T S H	RV C 四〇％又は C T S H	RV C 四〇％又は C T S H

第二一部注釈（第五〇類から第六三類まで）

注釈 1 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工

- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工
- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) 拔蝕加工、オパール加工しよく
- (11) カレンダ仕上げ
- (12) 圧縮収縮仕上げ
- (13) 防しわ加工
- (14) 蒸じゅう、デカタイジニング
- (15) 消臭加工
- (16) イージーケア加工

- (17) エンボス加工
- (18) エメリ加工
- (19) 難燃加工
- (20) 植毛、フロック加工、電着加工
- (21) 発泡なせん
- (22) 液体アンモニア加工
- (23) マーセライズ加工
- (24) 制菌加工
- (25) 縮じゅう
- (26) モアレ仕上げ
- (27) 透湿防水加工
- (28) はっ油加工
- (29) オーガンジ加工

- (30) 減量加工
- (31) 芳香加工
- (32) リラックス処理
- (33) リップル加工
- (34) シュライナ加工
- (35) せん毛、シャリング
- (36) 防縮加工
- (37) ソイルガード加工（S G加工）
- (38) ソイルリリース加工（S R加工）
- (39) ストレッチ加工
- (40) 防ダニ加工
- (41) UVカット加工
- (42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（W & W加工）

(43) 吸水加工

(44) 防水加工

(45) はっ水加工

(46) ウェットデカタイジング

(47) 防風加工

(48) 針布起毛

注釈2 第六一類から第六三類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定めるCTCに基づく規則を満たさなければならぬ。